

令和3年9月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和3年9月3日（金）
- 2 開催場所 神奈川県庁新庁舎9階議会第8会議室
- 3 開会時刻 9時32分
- 4 閉会時刻 11時41分
- 5 出席した教育長及び委員
桐谷 次郎 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
県立高校改革担当局長 杉山 正行
教育監 岡野 親
副局長 落合 嘉朗
総務室長 篠田 寛
行政部長 大場 勇人
インクルーシブ教育推進担当部長 田所 健司
指導部長 濱田 啓太郎
支援部長 宮村 進一
生涯学習部長 高梨 信行
企画調整担当課長 市川 秀樹
管理担当課長 星 孝樹
行政課長 松西 孝子
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹
厚生課長 信太 雄一郎
参事兼高校教育課長 増田 年克
保健体育課長 富澤 桂子
子ども教育支援課長 古島 そのえ
学校支援課長 能條 直幸
特別支援教育課長 萩庭 圭子
生涯学習課長 河田 貴子
文化遺産課長 菅原 一郎
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会 9月定例会 会議日程

日時 令和3年9月3日（金）

9時30分から

場所 神奈川県庁新庁舎 9階
議会第8会議室

1 議事

日程第1

臨教第23号議案

令和3年度教育委員会の点検・評価について

定教第27号議案

神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則等の一部を改正する規則

定教第28号議案

神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針について

定教第29号議案

人事案件について

日程第2

報第6号

令和3年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県学校給食優良学校等表彰）について

2 協議・報告事項

報告1

令和2年度 公立高等学校等卒業者の進路の状況及び令和2年度 公立高等学校等生徒の異動の状況について

報告2

新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

報告3

県指定天然記念物及び名勝について

教育委員会 9月定例会 会議録

教育長 ただいまから、教育委員会 9月定例会を開会します。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。
では、会議録署名委員に笠原委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

笠原委員 (了解)

教育長 本日の議題といたしましては、日程第1として「令和3年度教育委員会の点検・評価について」ほか3件の付議案件がございます。
また、日程第2として「令和3年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県学校給食優良学校等表彰）について」の報告案件がございます。
さらに、協議・報告事項として「令和2年度 公立高等学校等卒業者の進路の状況及び令和2年度 公立高等学校等生徒の異動の状況について」ほか2件の報告がございます。
お諮りします。本日の日程のうち、日程第1の臨教第23号議案は、議会に報告する案件で、会議を公開することにより、教育行政の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれのある案件、また、定教第29号議案は、人事に関する案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び神奈川県教育委員会会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それから、臨教第23号議案ですが、8月臨時会において、継続審議となっております。本議案につきましては、事務局から議案の変更の申出がありましたので、会議規則第13条第1項に基づき、これを認めたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議をすることとし、先に公開の案件に入りたいと思います。
会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでははじめに、日程第1の定教第27号議案に入ります。

行政課長

定教第27号議案「神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則等の一部を改正する規則」について、ご説明させていただきます。青のインデックス、定教第27号議案をご覧ください。提案理由ですが、県では、新型コロナウイルス感染症対策として、人と人との接触を減らすための方策であるテレワークや、対面主義を是正するための行政手続のオンライン化の推進に当たり障害となっている押印の見直しに取り組んでおり、教育委員会の規則を根拠に押印を求めている申請書等への押印を廃止するため、所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

次のページをご覧ください。1ページ及び2ページが規則案、3ページから7ページまでが新旧対照表となっています。

具体的な内容につきまして、青のインデックス「定教第27号議案関係」でご説明いたします。「1 改正の趣旨」は記載のとおりですが、県民等が県の機関に提出する申請書、届出書等で、本人確認の手段として押印を求めているものについて必要性を判断し、合理性のないもの、押印以外の代替手段のあるものについて押印を廃止するため、所要の改正をするものです。

「2 改正の内容」です。対象となるのは、下の「※改正する規則の一覧」にある、神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則ほか4規則中の51の様式及び本則中で押印等を求めている三つの条文ですが、具体的には、規則中の様式の「㊤」等の記載の削除など、本則中で押印を求めている条文の改正をするものです。

「3 施行期日」ですが、公布日からと考えています。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

下城委員

それでは、質問がありましたらお願いいたします。佐藤委員。

佐藤委員

教育委員会規則で、押印がまだ残っているものもありますか。

行政課長

まだあります。今回は、主に法人を含めた県民の方を対象に押印を求めているものですが、これ以外に内部的な事務でも、例えば職員に対して求めている申請書類、こういったものもまだ押印があります。それから、財務関係の申請書類について押印が残っているものもあります。是正については、知事部局や財務関係、会計当局との調整もありますので、そういった調整をして、改めて廃止等の手続をすることになると思います。

佐藤委員

そうすると、内部的な統一的なもの、申請行為等によって何らかの債権が発生す

るようなものは、まだ押印が残っているということでしょうか。

行政課長 内部事務のもので言うと、主に職員が届出するようなものになっています。

佐藤委員 今回廃止するものは、廃止した後は署名になるのですか。それとも記名のものもあるのでしょうか。

行政課長 両方あります。

佐藤委員 そうすると、記名だとワープロ打ちなどでもOKですか。

行政課長 そうです。

佐藤委員 代替手段があるとおっしゃったので、本人確認の手段は別にあるということですね。

行政課長 この中で申し上げますと、情報公開の関係で、例えば自己情報の開示請求書ですと、自己情報開示というなかなかセンシティブな情報でもありますので、そういった際は、運転免許証等で本人確認をしております。そういったことで、記名だけでも申請できることにしております。

佐藤委員 分かりました。

下城委員 私から二つ基本的なことを。今、佐藤委員が中身に踏み込まれて質問されたのですが、一つは、議案名が「神奈川県文化財保護条例の」となっているのは、いくつもあるうちの筆頭ということですか。

行政課長 実際には、関係する規則は5規則あります。改正の目的が一緒になりますので、制定された時期が一番早い条例をトップの題名にして、規則等の一部改正という。

下城委員 「等」の中にいろいろ入っているということですね。

行政課長 そうです。

下城委員 もう一つは、県民の対面等をなるべく減らすためにというお話だったので、ではどういう基準でこれが選び出されたのか、あるいは選ばれなかったものはあるのかということをお伺いしたいと思ったのですが、今佐藤委員に質問していただいたので、それは結構です。

他にありませんか。

吉田委員 参考までに、診断書も自筆であれば判子はいらない。ましてや死亡診断書でさえも、

そういう時代なので、どんどん合理化していきましょう。

下城委員 他によろしいでしょうか。それでは、ご質問がなければ採決について教育長にお願いします。

教育長 ただいまの定教第 27 号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員よろしくお願いいたします。

下城委員 それでは、次に定教第 28 号議案に移ります。

定教第 28 号議案 神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針について

説明者 松西行政課長

行政課長 定教第 28 号議案「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針について」ご説明させていただきます。

青のインデックス「定教第 28 号議案関係」によりご説明をいたします。「1 概要」のとおり、本年 4 月にわいせつ事案防止対策有識者会議から示された、「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言」を踏まえた取組として、教育の専門家としての自覚や意識を高め、教職員としてのアイデンティティを確立するため、本指針を策定いたしたく、提案するものです。

「3 内容」です。具体的には、1 ページお戻りいただき、指針の案をご覧ください。まず、前文で教職員のやりがい、使命、職責の重さを示しております。その後、個別事項として、教職員として求められる基本的な姿勢を「人権を尊重します。」「子どもを大切にします。」「自己研さんに励みます。」「組織の一員としての自覚を持ちます。」「法令等を遵守します。」と 5 項目を示しています。

次のページの「定教第 28 号議案関係」にお戻りください。中ほどの、「4 位置付け」ですが、神奈川県公立学校教職員に求められる基本的な姿勢を示すものであり、県立学校に対してだけでなく、任命権者の立場から、市町村教育委員会に対しても、指針等の目的、内容等を共通に理解し、協力して取組を進められるよう周知を依頼します。

「5 活用方法」ですが、全県立学校の教職員に対して、カードの形で全員にこの指針を配付するとともに、各学校における職場研修等で活用します。市町村教育委員会

に対しても、同様に研修等での活用を依頼しています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

下城委員

ご質問がありましたらお願いします。

それでは、私からよろしいですか。概要にあったように、そもそもわいせつ事案防止対策有識者会議から示された「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言」を踏まえた取組ということで、頻発したわいせつ事案に対する取組の一つとして倫理ということだったのですが、倫理というふうに大きく掲げたので、必ずしも、逐一わいせつ事案に踏み込んだということではなく、公務員として自覚をすると。改めて再認識しましょうという呼びかけの形をとったものに仕上げていただいたと思っています。その中で、我々教育委員会ですので、教職員を対象にいつも考えを巡らせているのですが、特に教職員というのは、広く公務員の中の教職員というふうに外から考えたときに、常に子どもに対峙しているというところで、人格の形成途上にある子どもに対峙しているという特別な仕事に取り組んでいるのですよということ、もう1回自分たちの仕事の重要さ、重さというのを再認識していただきたいということで、必ずしも教育委員会ということで、わいせつ事案がたくさん起きたからやっては駄目ですよというようなことではなくて、もう1回一緒に自分たちの足元を見直して、とても重要な仕事、非常に大事な時期の子どもたちを対象にする大事な仕事なのだとすることを再認識して一緒に取り組んでいきましょう、こういう呼びかけとして作っていただいたと思っています。私としてはとても良いものに仕上がったのではないかと考えています。「子どもへの愛情を持ち」というようなクラシックな表現もあるにはありますが、あえて残したということで、これはそれなりに意味がある。また順次アップデートしていけばいいと思いますし、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

他にありましたらお願いします。笠原委員。

笠原委員

まとめるのに大変ご苦労されたのではないかとと思いますが、整理されていると思っています。「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針について」の「5 活用方法」で、県立学校と市町村立学校ということでここには記載されているのですが、養成、採用、研修というのが一体的になったということを考えてときに、養成段階の大学関係等に、教員採用試験等々も含めて、活用ということも考えているかとは思いますが、是非、周知をしていく必要があるだろうと思っています。大学の教職課程に関わる教員の方々も、この辺りのところについて、都道府県としてこういう考え方を明示しているということが、学生への指導の際にとっても重要になってきますので、その辺りのことを参考にさせていただいて、お願いできるとありがたいと思います。

下城委員

他にありましたら。佐藤委員。

佐藤委員

今更ですが、教職員というときに、学校にいる教員以外の職員はどこまで範囲に入るのでしょうか。

行政部長 学校にはいろいろな職員がおりますけれども、まず教員、それから例えば実習助手など、生徒への教育の指導に関わる方々も対象に考えているところです。

佐藤委員 事務職員など、補助する人は入らないのですか。

行政部長 事務職員までは考えておりません。ただ、県立学校の場合は、もともと公務員としてのものもありますので、そういったものを活用しながらという形になります。

下城委員 吉田委員。

吉田委員 事務職員は入らないのですか。「教職員」であれば、入れてあげてはいけないのですか。子どもたちから見れば、この人は先生、この人は事務だからとか区別した目では見ていないと思うので、できれば皆にこういったことを守ってほしいと思うのですが、「教職員は教員も職員も」と読んではいけないものですか。

笠原委員 それに関連して、今回、国で学校事務職員の職務についての見直しがあって、カリキュラム・マネジメントを進めていく上で、学校事務職員の果たす役割というのが、教員と同じ事務職としての専門性を持ったものとしての位置付けで、同等の扱いとして明記されているのです。そういうことを考えると、今、佐藤委員や吉田委員もおっしゃったように、やはり子どもたちに関わる場面というのは、今まで以上に非常に多くなってくると思うので、学校事務職員も一緒にされた方がいい。私は当然入っていると認識していたものですから。

教育局長 教育公務員特例法という、公務員の中でも教育職員を対象にした法律があります。教育公務員特例法は、先ほど行政部長も申したとおり、教員と、施行規則で実習助手や寄宿舎指導員が対象ということで、それがいわゆる狭義の教育職員と申し上げています。ただ、今委員の皆様からお話いただいたとおり、学校現場を取り巻く課題の解決のためには、いわゆる「チーム学校」ということで、事務職員、様々な職員の力を総動員して子どもたちの教育に当たるということになっていますので、そういう意味で、この倫理指針は幅広く教職員全般を対象にさせていただきたいと考えています。

吉田委員 そのような形でよろしくお願いします。基本的には、ここに書いてあることは先生方は分かっているんだよね。事務の方だって、皆分かっているんだよね。でも、それを明文化したということが、私は非常に大事なことだと思っています。例えば病院では、その病院における理念とかもろもろというのは、ネームカードの裏に入っている。そういった形で、常に意識を持つということも考えてやってほしいと思っています。また、利用、広報の仕方は、改めて検討をよろしくお願いします。何と言っても、法律もいろいろあるうけれど、法律というのは最低限の道德、最低限の理念だと思うから、それ以上の何かをするという形なので、教員だけではなくて事務職あるいは現業職員にもそういったことを啓発するというのも、私はやってはいけないことではな

いと思いますので、よろしく申し上げます。

下城委員 実際子どもたちから見ると、学校の中にいる大人は皆大人ですよ。いずれにしても、子どもと大人ときちんとわきまえて接していただかなければならない、特に学校においてはということの再確認だと思います。

他によろしいでしょうか。それでは、ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いします。

教育長 それでは、ただいまの定教第 28 号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員よろしくお願ひいたします。

下城委員 それでは、次に進行の関係から、協議・報告事項の報告 3 に移ります。

報告 3 県指定天然記念物及び名勝について

説明者 菅原文化遺産課長

文化遺産課長 赤のインデックス、報告 3 をご覧ください。「県指定天然記念物及び名勝について」です。横須賀市にある県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」に係る無許可現状変更への対応です。

「1 経緯」ですが、令和 3 年 5 月 10 日付けで、停止条件付の現状変更許可を行いました。その後、当該事業者である横須賀市大楠漁業協同組合が許可条件であったモニタリング調査を実施し、調査報告書を県教育委員会に提出したものです。なお、主な許可条件については、下に参考として記載しています。また、「天神島、笠島及び周辺水域」の指定範囲及び現状変更につきましては「別紙 3」をご参照ください。

続いて「2 モニタリング調査」についてですが、「(1) 調査内容」については、記載のとおりです。「(2) 調査結果」については、「水・底質環境について、調査地点での差異は多少みられたものの、一部の項目を除いて環境基準を満たしており、赤潮や底質の有機汚濁による悪化もみられなかったことから、良好な水底質環境である。また、生物環境についても、大型海藻類が生育していることなどから、海域環境としては健全な状態であると判断される」ということでした。各調査項目における結果等については「別紙 1」をご参照ください。

「3 県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」に係るモニタリング

調査報告検討委員会」ですが「（１）委員会の目的」は、モニタリング調査に関する内容について、専門的見地から助言を得ることです。「（２）委員会の構成」については、記載のとおり５人の学識者の方々を委員としています。「（３）『検討委員会』の判断」については二つあり、まず「ア 報告書の内容の妥当性について、異論はない。ただし、底質調査について、浚渫された消波堤内側の各種数値（硫化物、全窒素等）が消波堤外側等と比べて高くなっており、今後の経過を注視していく必要がある。」というご意見をいただくとともに、「イ 当該現状変更に係る許可条件については、今回の調査結果を踏まえ、（ア）将来に渡っての保存に相当程度の支障とならない。（イ）ただし、許可の条件としている３年間の継続的なモニタリングが必要（ウ）その結果を確認していくことが大切」と確認されました。

「４ 県文化財保護審議会」ですが、当該現状変更の許可条件に係る許可効力に関して、県教育委員会が将来に渡っての保存に相当程度の支障とならないということを確認し、許可効力の発生に関する手続きを進めることについて、了解されました。

「５ 県教育委員会の対応」ですが、調査報告書に係る検討委員会の結果及び文化財保護審議会の結果を踏まえ、県教育委員会は令和３年９月２日付けで、当該現状変更許可条件に係る「今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障とならない」ことを確認しました。併せて、同日、事業者に対して許可効力の発生に関する通知書を手交しました。なお、通知書については「別紙２」をご参照ください。

「６ 今後の予定」ですが、一つ目の○（丸）、二つ目の○（丸）に記載のとおり、年間４回（春夏秋冬）のモニタリング調査を３年間継続し、調査の結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となると認められる場合、原状回復を含めた、必要な是正措置を行うよう要請します。三つ目の○（丸）ですが、モニタリング調査結果の確認及び当該天然記念物及び名勝の将来にわたる保存を図るため、県教育委員会、横須賀市教育委員会、県・市の水産部局及び事業者を構成員として、「県指定天然記念物及び名勝『天神島、笠島及び周辺水域』指定地に関する連絡会議（仮称）」を設置したいと考えております。私からの報告は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。佐藤委員。

佐藤委員 法的な興味からなのですからけれども、９月２日付けの通知で、条件の成就を確認しましたという通知になっているのですが、これによって、許可の効果が５月１０日に遡って発生するのか、それとも９月２日付けで効力が発生するということになるのか、どちらなのでしょう。

文化遺産課長 確認して通知をした日が許可の効力の発生だと考えていますので、９月２日、確認した日です。

佐藤委員 分かりました。

下城委員 他によろしいでしょうか。

笠原委員 確認なのですが、2ページの「6 今後の予定」に「年間4回のモニタリング調査を3年間継続する」とあるのですが、例えばその途中で何らかの影響が認められた場合には、そこで中止というか、ここに書いてある対応を求めていくと考えていいのですか。

文化遺産課長 おっしゃるとおりです。年間4回モニタリング調査を行い、その都度結果を確認して、そこで支障があると認められた場合には、また事業者等と協議をしていくということを考えています。

笠原委員 分かりました。

下城委員 他によろしいでしょうか。

教育長 今回のモニタリングでは、現時点で将来に渡って支障がないという話でしたけれども、一部「今後の経過を注視していく必要がある」という意見がありますよね。そうした場合に、今後必要なことというのは「3年間に渡って4回ずつやっていくのだよ、つまりこれで終わりではないのだよ」ということを許可条件の中でもうたっていますし、そここのところを事業者がしっかりととらまえていただいているのかどうか。その辺はどうなのですか。

文化遺産課長 昨日、事業者である大楠漁業協同組合にも来ていただいて許可通知を手交した際に、私どもから改めて、年4回のモニタリング調査を誠実に履行していただくこと、そこでもし支障があることが認められた場合には、今後協議をさせていただきたいということをお伝えして、事業者の方にもそれを受け止めていただいたということがありました。私どもはそういった姿勢でありますし、事業者もそれは認識されていると受け止めています。

教育長 もう1点確認ですが、基本的に事業者が調査をした、つまり手続きをきちんと取らなかった事業者が、その結果がどうであったかというモニタリングをしました。通常考えれば、その客観性をどう担保するのかというのが問題になると。だから今回県教育委員会としては、調査項目等の妥当性についても、まず専門家の意見を聞いた。出てきた結果についても、お一人ではなくて、ここに記載されているように大学等のそれぞれのご専門の方に見ていただいた。それで現時点での判断が出てきた。そうすると、これから3年間に渡ってモニタリングをやっていくときも、当然同じような形で専門家に関与していただくということでよいのですよね。これは確認ですが。

文化遺産課長 今回、モニタリング調査の検討委員会を設置して、モニタリング調査報告書の内容の妥当性等について、専門的見地からご意見をいただきました。モニタリング調査検

討委員会については、今後3年間のモニタリング調査の結果についても専門の見地から確認をいただいて、必要ご意見をいただきたいと考えています。

教育長 分かりました。

下城委員 他によろしいでしょうか。笠原委員。

笠原委員 消波堤外側と比べて、各種数値が少し高くなっているという現状があるわけです。そのことに対する対応はなされないのですか。

文化遺産課長 消波堤内側の方が消波堤外側よりも数値が高くなっているという、専門家の先生のご意見に対してということですね。

笠原委員 はい。

文化遺産課長 高くはなっているのですが、例えば硫化物、全窒素等については、環境基準等で定めがあるわけではないのですけれども、専門的な見地から見て、飛び抜けて大きな影響があると見受けられるというご意見ではなく、その内と外、例えば消波堤ができたことによって、内側というのは水の移動というのがどうしても少なくなっているという、その違いがあるのですけれども、それによって環境悪化が起きているというレベルではないというご認識から、今後見守っていく必要があるというご意見をいただいたということです。

笠原委員 この状況を放置しておけば、普通は高くなっていくのではないのかとってしまうのですが、そういったことは今のところは考えなくても大丈夫ですか。

文化遺産課長 そうです。環境の悪化というレベルではない。ただ、数値が高いという事実はあるので、今後状況を見ていきたいと思いますという専門家の方のご意見です。

笠原委員 分かりました。

下城委員 もともと岩盤だったところを、船の航行を目的として浚渫した。岩盤を削ったので、その底の泥が舞い上がったものが消波堤の内側にシルト状に現在溜まっていますと。ただ、これが今後も消波堤を作って海流の変化等で増えるようだと問題ですよと。増えてきて泥質になってしまうと、泥質では棲めない生物や海藻等が出てきますから問題ですが、これが今後増えるのか、それとも徐々に減っていくのかということは、今後のモニタリング調査で注視してくださいという、今回はそういう専門家のご意見なのだろうと思うのですけれど。

文化遺産課長 もう少し申し上げますと、工事前のデータがありませんので、当時の底質が岩盤だっ

たのか、それとも、もともとシルトだったのか、砂地だったのか等の元が、今は分からないという状況です。そういうところもあって、今はシルト状のものがあるのだけれども、下城委員がおっしゃったとおりで、それが増えるのか、それとも減っていくのか、現状を維持するのか、それを今後モニタリング調査を継続していく中で見定めていくということです。

下城委員　　そういうことを含めて、先ほど教育長がおっしゃったのですが、年4回ということのをこれから継続して求めていくということですよ。一つ伺わせてください。笠原委員のご心配にもあったように、その中で少し数値が異常になってきたというようなことが出てきた場合に、この教育委員会にどの時点で報告していただけるのか。4回とも報告していただけるのか、それとも何か異常があった、若しくは事業者がやらなくなったとか、モニタリング調査を勝手に中止してしまったかというところで報告していただくのか、そこはいかがでしょうか。4回ともいつも報告いただけるのですか。

生涯学習部長　　今のところは、こういった状況ですので、やはり都度、状況についてはご報告をさせていただきますと考えています。

下城委員　　お願いします。吉田委員。

吉田委員　　3年間モニタリングをするということでしたら、是非コロナ禍が落ち着いたら、視察にまいりましょう。

生涯学習部長　　是非ご覧いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

下城委員　　他によろしいでしょうか。それでは、他にご質問がなければ、次に日程第2の報第6号に移りたいと思います。

報第6号　　令和3年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県学校給食優良学校等表彰）について

説明者　　富澤保健体育課長

保健体育課長　　それでは、赤のインデックスの報第6号についてご説明します。本表彰は、教育長に対する事務委任等に関する規則に基づき、教育長が事務を臨時に代理し、被表彰校を決定いたしましたので、同規則に基づき報告させていただくものです。

報第6号関係の1ページをお開きください。「神奈川県学校給食優良学校等表彰の概要」です。「1 趣旨」ですが、学校給食実施上優れた成果をあげてきた学校及び共同調理場を学校給食優良学校等として表彰するものです。

「3 表彰の対象」です。対象は、学校給食を実施している義務教育諸学校と共同調理場です。

「4 表彰の基準」ですが、表彰校数については、県内の完全給食実施校、約 1,250 校のうち、おおむね 100 校に 1 校、共同調理場 24 場のうち 20 場に 1 場の割合とすることとしています。これにより、令和 3 年度の表彰校は、完全給食実施校は 12 校、共同調理場は 1 場程度となります。また、二つ目の○（丸）に記載のとおり、食育指導、栄養管理や衛生管理などについて、適切かつ創意工夫された取組が実施されるなど、県内の他の学校等の模範となることを基準としています。

「5 被表彰校の一覧」と「6 審査手続及び今後の予定」ですが、それぞれ別紙 1、別紙 2 のとおりです。そちらをご覧ください。2 ページの別紙 1 は「神奈川県学校給食優良学校等表彰受賞校一覧」に過去 10 年の受賞校を記載しています。

3 ページをご覧ください。別紙 2 の「神奈川県学校給食優良学校等表彰の審査手続について」です。「1 審査手続」については、市町村等からの推薦に基づき、7 月に教育局内の表彰審査会で、今回の 2 校を被表彰候補校としたものです。「2 表彰式」については、令和 3 年 11 月 7 日に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、式典は中止とし、表彰状については、各市町村教育委員会等を通じて、学校に伝達することとしました。

それでは、報第 6 号の 1 ページにお戻りください。おめくりいただくと、こちらが特別優良学校の 2 校となっています。まず、横浜市立小机小学校は、二つ目の○（丸）に記載のとおり、小机の米作りや群馬県との交流における「こんにゃく芋」を育てる活動等、子どもの体験活動を教科等と関連させて実施し、子どもの「食」に対する主体的な態度の育成につなげています。次に、愛川町立中津第二小学校は、一つ目の○（丸）に記載のとおり、「50 周年記念献立」などの子どもの学習と関連した給食の提供や、児童が育てた食材を学校給食に活用する「食育花壇」等、特色のある取組を通して、子どもたちが主体的に食育活動に取り組むことができます。なお、この 2 校については、令和 4 年度の文部科学大臣表彰の候補校として、国に推薦したいと考えています。続いて優良学校ですが、今年度は、推薦校 2 校が特別優良学校に選ばれたことから、優良学校の表彰はありません。以上の被表彰校 2 校は、いずれも食育指導、衛生管理、栄養管理など、取組が顕著で、審査基準を満たしており、他の模範となる学校であるとのことから、選考したものでございます。

下城委員 それではご質問、よろしくお願ひいたします。佐藤委員。

佐藤委員 今年は 2 校ということで、100 校に 1 校という基準からすると少ないのですが、これはそもそも推薦が少なかったのでは仕方ないとは思いますが、その少なかった理由が、もしお分かりだったら教えていただきたいのと、それから審査基準の中で、優良かそれとも特別優良かという、その基準はどこに違いがあるのかを教えていただきたいと思ひます。

保健体育課長 まず、挙がってきた推薦校の数の少なさについてですが、新型コロナウイルス感染

症により臨時休業があったこと、また、6月の学校再開後においても、短縮授業等が行われ、限られた教育活動の中での影響があり、食に関する取組や研究が十分に行われなかったという理由から、例年にも増して推薦校数が少なかったと聞いています。

それから、優良校と特別優良校については、審査会において特別優良校にするかどうかといったお話をさせていただいた折に、内容の取組が特別であることについてお認めいただくという形で、特別優良校にさせていただいております。

下城委員 よろしいでしょうか。関連して、2ページの別紙1の表なのですが、去年、今年とコロナ禍で給食を通じての食育活動自体が難しく、厳しくて、推薦が挙がってこなかった、それどころではなかったのは分かるのですが、2ページの表の中で、一部、過去10年、一つも出てきてないというところも見受けられるのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

保健体育課長 なかなか挙がってこない地区があるのですが、県としては、呼び掛けをさせていただいている中で、手を挙げていただきたいということは申ししているのですが、例えば、施設の整備がされたとしても、栄養士の経験が浅く、なかなか取組が深まっていないので、推薦をすることが難しいといったことを伺っています。

下城委員 取組の中心は栄養士になるのですか。

保健体育課長 主に栄養士が学校と協力をしながら、取り組んでいるところです。栄養教諭も入ります。

下城委員 今年の優良校を見ると地産地消ですよ。自分たちで育てるということで、何らかの関わりを持って、それを給食で食べる喜びのような。一番分かりやすいのは、小学生のお米作り体験などですが、そういうのが出掛けて行けなくなったことや、バスで行くことがなくなることなどは分かるのです。栄養士だけではなくて、学年ぐるみというか、学校ぐるみというか、先生たち全体で盛り上げて、給食の時間に、担任の先生が一生懸命フィーチャーしてその喜びを伝えるという。食べる喜びというのは一番大事ですよ。大人だって、このコロナ禍で一番堪えているのは飲食と一緒にできなくなっていること。これが黙食しかできなくなっているのは、確かに大変な状況ではありますが、それを盛り上げていくのは必ずしも栄養士だけではなくて、学校全体だと思ってしまうのですが、いかがですか。

保健体育課長 小学校での取組については、黙食とか、前を向いて食べるとか、そういったことが今行われているわけですが、学校の方では、教員ももちろんそういった取組や給食時間には参加していて、楽しい動画を流しながら食事を取ることや、音楽をかけながら気分を上げて美味しくいただくといった取組をしていると聞いています。

下城委員 たまたま10年目にそろそろ出そうかというところでコロナ禍に当たってしまったと

か、そういうことですかね。10年間ずっと出ていないというのは、何か理由があるのかなと思ってしまいました。分かりました。

他に。笠原委員。

笠原委員 こういう制度は国とつながっているではないですか。先ほどもご説明にあったように、特別優良学校表彰を受けた学校が文部科学省に上がっていく。開始年度の昭和31年から表彰基準は変わっていないのですか。

保健体育課長 はい。表彰の基準は変わっていません。

笠原委員 これは国の表彰基準ですか。県として作ったものなのですか。

保健体育課長 国の表彰基準を踏襲して、県として作っています。

笠原委員 国に上げていくから国の基準を踏襲しているという形で、県として変更することについては何か問題があるのですか。

保健体育課長 昨年、教育委員会の方でご意見いただいておりますが、例えばコロナ禍での取組については何か評価をする部分があるのかということもありましたので、こういうことについては、「学校給食実施状況報告書」の報告欄に、例えば「食事環境づくりの工夫」という項目があるのですが、独自にコロナ禍の取組をしている場合には、記載していただくように促して、その取組が顕著であれば県としては取り上げるようにしました。

笠原委員 これだけを見てしまうと、なかなか、先ほど下城委員がおっしゃったようなところで、該当しないということになるのかなと。つまり、できるだけその食育という観点から、学校給食を活用しながら、学校として子どもたちに食への関心であったり、食べることの楽しみであったりということを育てていこうということが趣旨であるとするならば、今の状況にあった、この表彰基準は基準として、さらに、例えばこういったところの工夫だとかというのが、制度上付け加えられるのかどうかは分かりませんが、ただ、始まった当初から変わってない、けど今の中、その当時と全然違うわけですから、やはり現状を適切に反映できるような表彰基準であったり、それから先ほど佐藤委員がおっしゃった、その特別と特別ではないものというのが話し合いの中で決まっていくというのも、何かそれでいいのかなという気がするので、こういう点が顕著であったものについて特別であるとかというのは、県版として工夫はできないものなのですか。

保健体育課長 検討はしていきたいと思います。

教育局長 委員の皆様から様々なご意見をいただきました。食育推進については、もちろん栄

養職員、栄養教諭が中心とはなりますが、学校を挙げて、担任を含めて様々な教科の中でもこれに取り組んでおりますので、いただいたご意見を踏まえて、この10年間推薦がない地区も含めて、各地区に改めて周知させていただきたいと思っております。

また、基準については、県教育委員会でしっかりと検討させていただきたいと思っております。

下城委員 他によろしいですか。吉田委員。

吉田委員 本当に隅の隅のことだと思うのですが、栄養、そういった給食でひらめくこともある中で、たくさん学校でやはり子どもたちも COVID-19 の感染者が出ているではないですか。そして、その最大エフェクトとして、味覚障害というのがあったりする。そういった調査などは全国的にも全然やられていないかと思うので、神奈川県でもそういったことをやれば、ある意味で今後の役に立つようなことになるかもしれない。この項目とは全然違うかもしれないですが、そういったことなども考えていただければありがたい。そんなふうに嗅覚、味覚でこういった症状があり、そしてどういうフォローをしたのか、それに関してどういう関与をしたら良くなったか。いろいろな世界が広がるかと思うので、少し頭の隅に置いておいていただければ。

下城委員 一言だけ付け加えさせてください。私、倫理が専門なので「食育」といったときに、横浜国立大学でも家政の先生が取り組まれる「食育」と少し見方が違うものを持っているのです。一昔前に、孤食調査というのをやったことがあって、家に帰っても、夕食を子どもがたった一人で食べていますと。大きなテーブルの中にぽつんと座って自分一人で食べている絵を子どもが描いて、それで皆が衝撃を受けたということはあるのです。そういう家も少なからずある。仕方がない中で、食べることの喜びを通して、生きる力ですよね。生きる喜びを教えられたら、家庭が駄目なら、学校給食だろうとなったときに、その栄養などはもちろん大事ですが、皆と食べる楽しさ、これが今ちょうどコロナ禍で黙食を強いられることになってできないわけではあります。食べるということの大事さというのは、栄養だけではないと私は思って、ずっと食育教育の本当のあり方はどうあるべきなのだろうなと思っていますので、いろいろまた教えてください。

他にいかがでしょうか。それでは、ご質問がないようでしたら、報告を終わりたいと思っております。

では次に、協議・報告事項の報告1に移ります。

報告 1

令和2年度 公立高等学校等卒業者の進路の状況及び令和2年度 公立高等学校等生徒の異動の状況について

説明者 松西行政課長

行政課長

赤のインデックス、報告1についてご報告いたします。はじめに「1 進路の状況」です。この調査は、文部科学省が実施する「学校基本調査」と本県が実施する「公立高等学校等生徒の異動及び進路に関する調査」の調査結果をもとに、県内の公立高等学校・公立中等教育学校後期課程・公立特別支援学校高等部を今年3月に卒業した者の進路状況をまとめたもので、調査対象は資料記載のとおりです。

「集計結果のポイント」ですが、まず一つ目の○(丸)、公立高等学校等の全日制課程を今年3月に卒業した者の総数は、41,285人で、前年度に比べ591人減少し、そのうち大学等進学者数は24,093人、卒業生総数に占める構成比は58.4%で、前年度に比べ2.7ポイント上昇しました。また、就職者数は3,965人、構成比は9.6%で、前年度に比べ0.7ポイント低下しました。二つ目の○(丸)、定時制課程ですが、今年3月に卒業した者の総数は1,439人で、前年度に比べ14人減少し、そのうち大学等進学者数は132人、卒業生総数に占める構成比は9.2%で、前年度に比べ2.2ポイント上昇しました。就職者数は489人、構成比は34.0%で、前年度に比べ5.9ポイント低下しました。表1、表2は、それぞれただいまご説明した全日制及び定時制の進路状況を昨年度と比較した表ですので、後ほどご覧ください。

資料2ページをご覧ください。次に「2 異動の状況」です。この調査は、本県が実施する資料記載の二つの調査結果をもとに、県内の公立高等学校等生徒の令和2年度における転・編入者、転出者、退学者、長期欠席者等の状況をまとめたもので、調査対象は、資料記載のとおりです。「集計結果のポイント」ですが、一つ目の○(丸)、全日制課程の令和2年度当初在籍生徒数は125,384人で、そのうち年度内の退学者数は991人、構成比は0.79%で、前年度に比べ0.26ポイント低下しております。二つ目の○(丸)、定時制課程ですが、令和2年度当初在籍生徒数は5,738人で、そのうち年度内の退学者数は477人、構成比は8.31%で、前年度に比べ1.58ポイント低下しております。表3、表4は、それぞれただいまご説明した全日制及び定時制の異動状況を昨年度と比較した表ですので、後ほどご覧ください。説明は以上です。

下城委員

それではご質問がありましたらお願いいたします。

では私から。退学者は前年度と比べて減っていると。就職は、ほぼ横ばいですが、何か考えられる理由がありましたら教えていただけませんか。

高校教育課長

退学者の減少についてです。なかなかこれという決め手は難しいところがあるのですが、比較的、今まで退学者数が多かった学校が、今、入学者数がだいぶ減ってしまっている関係もあり、クラスの担任1人当たりの生徒数がだいぶ減少している状況があります。そういう意味では、非常にきめ細かな指導が結果としてできている、退学者数が多かったところが少しずつ減ってきているという、そんな状況もあります。それから就職の状況については、横ばいですけども若干減ということです。これはやはりコロナの影響で、若干、職種によっては求人数が減少していたというところもありますので、若干、その辺りの影響が出ているかなという見方をしているところです。

下城委員 笠原委員。

笠原委員 今、高校教育課長の説明にあった就職者数に関しては少し減少しているのですが、「一時的な仕事に就いた者」の増加、この辺り、例えばコロナの影響によって、就職が、本来であればできたものがなかなかできなかったという状況も十分想定できるという理解でよろしいですか。

高校教育課長 これは全てがそこに流れているというわけではないと思っています。今回の進路の関係は、状況がどうであるかということをご各学校から聴き取りもさせていただいています。就職希望だった生徒が進学の方に切り換えたという情報もいただいていますので、必ずしもそこに全てというわけではないと思いますが、若干数、行きたい職がないので一時的に別の職に就いている、そういった生徒がいる可能性はあると理解しています。

下城委員 他によろしいでしょうか。教育長。

教育長 この資料の 33 ページ、今の退学者の減少から見て令和元年度と 2 年度、「理由別退学者（全日制）」を見ると、「学校生活・学業不適応」のうちの「もともと高校生活に熱意がない」、それが元年度は 178 人で、2 年度は 113 人と、ここが大きく減っているのです。これまでのとらえ方だと、ここの「もともと高校生活に熱意がない」というのは、いわゆる、学校を選ぶ段階で入学先が不本意だった「不本意入学」という言葉で、ここは確かこれまでも分析していたと思うのですが、今回そこが減っているということは、「不本意入学」ということから考えれば、その割合が減ったと同時に、きめ細かな指導もできた、そういうふうにとらえればいいのですか。

高校教育課長 コロナ禍でなかなかいろいろな学校の入学前の周知はなかなか難しいところがありますが、その中でも、それぞれに届くようにということで学校の動画等をアップしたり、様々な工夫をしておりますので、そういう意味では、各学校の特色については、受検をされた生徒にも伝えることはできていると感じているところです。

教育長 分かりました。

下城委員 関連して、今年、退学者が減っているわけですが、従来、退学者の中に一定数、学校に入った後に、「やっぱりこの学校ではなかった」と思って辞めて、その後、また別の学校に行き直すというケース。今年それで思い当たるのは、広域通信制ですよ。広域通信制の方にそういう子が流れていたと。今年はまだ最初から、入る前から、広域通信制の方を選んだと。その分、今教育長がおっしゃった不適応というのが減っているとは考えられますか。

高校教育課長 若干、そういった進路の、全体の多様化というお話をさせていただいていますが、

そういったところが、中学生にも浸透してきているところはあるかと思えます。

下城委員 もしかしたら、そういうこともあるかもしれないですね。それと、高校の学校案内が上手く行っているという、両方ですね。

 他によろしいでしょうか。

 全然話が違いますけれども、ヤングケアラーの問題はこういうところには反映してこないのですか。つまり、もう学校を続けられなくなったとか、あるいは、その一時的な職に就きながら学校で辛うじて頑張っているとか。全然関係ないことを聞いているかもしれません。

学校支援課長 ヤングケアラーということで、貧困とかそういったことでの分析はなかなかできないところではありますが、そういった家庭の事情とか問題とかも背景にありながら、出席などが思うようにできないということで、学業不振などによって、なかなか卒業の見込みが立たなくなり、進路を変えていくという生徒はいるのかなと思えます。

下城委員 学業不振の中身ですね。勉強したくないというものから、勉強したいけれども、その時間を家事手伝いを取られてしまってどうしようもないという子もいるだろうし。なかなか数字に出てこないかもしれないですが、考えていかなければならないことです。

笠原委員 それに関連するのですが、長期欠席者（30日以上）の内訳を拝見すると、「病気・けが」「不登校」に比べて、「その他」という数が大きくなっていると思うのですが、具体的に「その他」の内容に、今、下城委員もおっしゃったようなヤングケアラーの問題みたいなのが入っているかどうか、分からないのですか。

高校教育課長 今回の長期欠席、非常に数が伸びておりまして、この理由なのですが、30ページ、31ページというところをお開きいただきますと、特に30ページのところに記載があるのですが、長期欠席者の中に、令和2年度の調査では、「欠席日数」以外に「出席停止・忌引き等の日数」が含まれています。この中には実は今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染不安で学校を休む生徒、その欠席はここに数字が入ってしまいますので、そういった生徒が「その他」というところでカウントされている。そこが、今年度は数の上では伸びる要素になってしまっているところはあるかと思えます。

笠原委員 53ページの表を見ると「その他」3,699人の「うち新型コロナ回避」が1,935人とありますが、このことによろしいですか。

高校教育課長 そうです。そういうことになります。

教育長 今の件で、欠席扱いにはしないで、いわゆる出席を要しない日でカウントする。それは進路だとか、進学等については、神奈川県の場合は一切、不利益措置はないとい

うことですね。ただ、このデータ上はそこにカウントをしているという理解でいいのですか。

高校教育課長 そういうことになります。

下城委員 他によろしいでしょうか。

笠原委員 これは、問題行動等調査の中の長期欠席と連動していくときに、今の考え方がそのまま平行移動していくという理解でよろしいですか。

行政課長 今年度の調査については、文部科学省の調査の中でも、新型コロナウイルス感染症関連の出席停止も含めております。

支援部長 問題行動等調査結果は、まだ集計中で秋公表になるのですが、表としての整理の仕方は、若干、これとは異なってくるかもしれませんが、基本的には同じように、問題行動等調査においても、令和2年度については出席停止等の数値を計上しているところ です。

笠原委員 分かりました。

下城委員 吉田委員。

吉田委員 言葉の使い方なのでしょうが、これから先「問題行動」というものの言い方、ひとくくりにするのはいかがなものかというふうには思います。例えば、認知症の方、認知症の高齢者に関して、徘徊であったり、あるいは妄想があったりとか、あるいは失行も、いろいろなものをひとくくり「問題行動」というふうに表示するのはいかがなものか。「周辺症状」とか、そういったような言い方を考えている。これから先、こういった分類をするにあたって、ひとくくり「ヤングケアラー」でお世話しなければいけない、それで学校に来られないのだと、そういったものを「問題行動」としてくるのは、やはり少し考えていかなければいけない時代になっていくのだらうと思うし、もともとヤングケアラーなどという表現は綺麗に言いすぎるよね。何となくそういったような響きというのは、私はいかがなものかと思うし、神奈川県教育委員会としては、そういった苦勞をしながら頑張っている子どもたちを何とかサポートしてあげるような、そういったようなスタイルでやっていきたいという感想を持っていますので、よろしく願いいたします。

支援部長 大変失礼いたしました。本件の調査においても、問題行動と不登校あるいは長期欠席、用語としてしっかり使い分けて、一緒くたにしないように取り組んでいるところです。先ほどの説明については、その辺りが至らずに申し訳ありませんでした。

下城委員 他にいかがでしょうか。それでは他にご質問がなければ、ここで議事について教育長にお願いします。

教育長 それでは、室内換気のため5分程度休憩とします。

(10時48分休憩に入り、10時55分再開する)

教育長 それでは教育委員会9月定例会を再開いたします。
神奈川県教育委員会会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでは次に、協議・報告事項の報告2に移ります。

報告2 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

説明者 市川企画調整担当課長

企画調整担当課長 赤色のインデックス報告2をお開きください。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」です。

この報告資料は、これまでの主な県教育委員会の対応について取りまとめたものですが、今回は8月24日の教育委員会8月臨時会以降の対応について、ご報告いたします。

県立学校及び市町村立学校の対応についてですが、14ページ、資料下段の「キ」をご覧ください。8月26日に、県対策本部会議において「子どもコロナ対策」を強化していくこととなったことから、県教育委員会として、県内の人流抑制及び校内における感染防止対策の強化という視点から、同日に「令和3年9月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請しました。

<高等学校、中等教育学校>の対応についてです。9月1日から9月12日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施します。分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とします。その際、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登下校時刻を設定することとします。登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続します。なお、県立高等学校、中等教育学校の分散登校の状況については25ページの「参考3」

に記載しています。

次に、〈特別支援学校〉の対応についてです。9月1日から9月12日までは、時差通学及び短縮授業を徹底します。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定することとします。

【県立学校における児童・生徒への対応】についてです。「(ア) 基本的な対応について」です。児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とします。毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこととします。登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組みます。「(イ) 学習活動について」です。分散登校の際は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続することとします。「(ウ) 部活動について」です。原則として中止とします。ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定することとします。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定します。大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認めます。その際も、平日の下校時刻は遅くとも17時とし、感染防止対策を徹底することとします。以下、資料記載のとおりです。「(エ) 学校行事等について」です。修学旅行、校外活動は延期又は中止、文化祭・体育祭等は延期又は中止とします。

「(2) 県立社会教育施設の対応について」です。17ページの中段の「キ」をご覧ください。8月26日に、知事メッセージが発出されたことを受け、本県の新規感染者は変異株（デルタ株）にほぼ置き換わったこともあって激増が続き、収束する気配が見られない状況に鑑み、引き続き施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染拡大防止対策を徹底し、同様の対応を継続して行うこととしました。

「5 今後の対応」です。引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していきます。特に、感染力が非常に強いデルタ株の影響に鑑み、県立学校においては、感染防止対策をより一層、強化・徹底し児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していきます。また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染防止対策をさらに徹底し運営していきます。18ページ以降の「参考1」、24ページの「参考2」については後ほどご覧いただければと思います。

25ページの「参考3」をご覧ください。県内学校の夏季休業後の教育活動について、取りまとめたものです。25ページは県立学校の状況になっています。なお、資料に記載はありませんが、先ほど説明のとおり、県立特別支援学校については9月1日から9月12日まで、時差通学及び短縮授業を徹底することとしています。

26ページをご覧ください。市町村立学校の状況になっています。具体的内容については資料記載のとおりです。27ページ以降の「参考4」は後ほどご覧いただければと思います。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」の報告は

以上です。

下城委員 それでは質問がありましたら、お願いします。吉田委員。

吉田委員 先ほどから9月1日から9月12日ということなのですが、これは緊急事態宣言が9月12日までという意味ですね。では、緊急事態宣言がこれから延長されたら、それに準じた形になるのですか。

教育局長 そのときの感染状況、県の対策本部会議の意見等を踏まえて、判断させていただきます。

吉田委員 周りからは「あと1週間ちょっとくらいでは、終わらないのではないか」という話が出ていますので、できれば早目に決めよう。そんなふうになってから等でなくて、こうなった場合等はこのように、やはりこれから先の予測をするような形で、やっていただきたいと私は思います。

こういった形で分散して、3年生は週2回、1・2年生は週1回ぐらい、非常にありがたいなと私は思っているところです。今後、この15ページの中段【県立学校における児童・生徒への対応】で「(ア) 基本的な対応について」に関して、児童・生徒、教員が感染した場合、保健所に濃厚接触者云々という形ですが、もう今、保健所は手が回らないから、大学等は学校で判断してくれということを言われている。高校もそういうふうに学校長が判断してくれ、あるいは教育委員会というふうな形になりかねないのではないかと思います。だから、それも踏まえた形でやはり、そうなったときにどうするかということも考えてほしいということと、インフルエンザのときのように学級閉鎖とか、いろいろな形で進むと思う。このCOVID-19もやはり近々そういった形で「そうなったら」「増えたら」ではなくて、今のうちから何人出たら学級閉鎖するのだ、その学級閉鎖が何学級出たら、その学校を休みにするのだ。あるいは県内で何校出たら全体的に通学は禁止しようとか、今のうちに何でもないと、全ての決定でなくていいので、相談してその辺りの予測、大体の事はやはり決めておいた方が、先手先手になるのではないかと印象を持っていますので、是非お願いしたいと思います。

いろいろな形で国の動向、厚生労働省からの指導というのですが、日本病院会というのがあって、そこに参加していろいろと話してみると、県によってやはり随分温度差がある。東京、大阪、神奈川辺りの本当に四苦八苦して頑張っているところと、比較的落ち着いていて、まあまあそうでもないですよというところで、やはり温度差があったりもする。そうすると、すべてに準じた形でやるよりは、神奈川県は神奈川県独自の考え方でやっていかなくてはいけないなという印象を持ったところです。病院は頑張っているのですよ。神奈川県というのは、対人口当たりの医者の数が47番目、すなわち最下位ぐらいなのだ。そういった数で、これだけ頑張っている。一番我々のところが厳しい中でやっている。だから予防的なことも、全国平均的な形の予防をやっているというよりは、やはり独自のそういったことを考えていただきました

い。

もう一言、言わせていただければ、知事が「未病」ということを言っているのですから、新型コロナウイルス感染症にかかる前の段階のことも、やはり何か考えていかななくてはならないとなると、より慎重な対応が必要になるかと思うので、なってからどうこうやるのではなくて、なる前に「こうなったらどうする」という方針だけを決めておいてもらえれば、後はそうならなかったら非常にありがたいという形でいくのかと思う。

一つ、ピークアウトなどという言葉がこの時点で出てくること自体の常識を疑う。そういった形なので、是非しっかりとした対応をよろしくお願ひしたいと思います。

教育長

基本的に、各都道府県の感染状況の違いはあります。当然、神奈川というのはずっと厳しいところで立ち向かってきたのかなとも思っています。現在も、文部科学省がいろいろと示してくるガイドライン等でも、1人感染者が出たら、そこで臨時休業ではないのです。神奈川の場合は一貫して、1人でも出れば、一旦は教育活動は止めていく。それを基本にして対応をしてくれています。そういった意味では、今回の分散登校、1・2年生は週1日、3年は週2日というのも1都3県を見ていけば、一番厳しい状況になっています。一番私が気にしているのは、そういった感染症対策をきっちり取っていくと同時に、高校生の進路は全国共通ということです。大学進学にしても、就職にしても、その部分をやはりきっちりと押さえた上で、本来であれば国において、例えば就職であれば、確か9月5日までが申込みの締切。9月16日から就職試験が解禁。今の状況であれば、それを延ばすということも、やはり国には考えてもらいたいとは思っています。

ですから、そういった全国的な状況と神奈川の今の状況を見ながら、我々としては一つひとつ対応を考えていきたい。昨日校長たちからも話を少し聞きましたが、特に今回の場合、今の分散登校をスタートできているというのは、その前に「状況が厳しくなったら分散登校に踏み切る」ということをメッセージとしても出して、学校もそういった準備をしていただいていた。ですから、吉田委員がおっしゃるとおり、先を見てという部分は、私としては様々な可能性を考えて作っていかなければいけない。やはりそこで最終的には、県全体の本部会議の方針というのがありますから、そこに合わせつつということなのかなと。ですから、内部的には様々なケースを検討させていただき、また委員の皆様方にもご相談させていただくということは基本だろうと思っています。

吉田委員

県のコロナ対策会議というのを毎月やっています。私はその仕切りで、もう18回ぐらい行い、いろいろな検討をしています。そこで「なぜ学校を始めるのだ」というような意見がいっぱい出てきたりして、私も教育委員をやっているということで、少し責められたりもするのですけれど、今、教育長が言ってくださったことを、私が発言して、みんなの理解を求めている、というスタンスでいる。そのことも承知しておいてください。だから、みんなこういうことなのだから、やはりこれは従わざるを得ないから、そうした中でできることを少し頑張っけてやっけていこうという形で、理解を

求めているというのも事実だと思っているところです。

極端な話、学者の中には「こういったロックダウンみたいな形で学校のスタートをやめるのは、本当に患者の数が少ない地方などでやれば意味があるけれど、少なくとも神奈川、東京などで学校に来るなということをやっても、あまり意味がないよ」等という学者もいるぐらいなのだ。それぐらいデルタ株というのはもういろいろな形で流行っていく。そういう中でもう一つ言われるのは、学校をスタートしたことで、もし感染者が出たらその一人で学校の教室を閉めるだけではなくて、やはり家族が医療従事者ということも結構多いので、またそこで人員が奪われるのをとても心配するので、適切に考えてやっていこう。医療従事者の濃厚接触者が今まで14日間ぐらい家にいなくてはいけなかったのも、それではもう間に合わないからという形で、ある程度の期間を過ぎたら2回ワクチンを接種していること、あるいは抗原検査を毎朝やったら働いていいというぐらい、だんだんとその仕組みが緩くなってきてはいるので、それぐらい大変な状態なのだというのをやはり再認識すべきなのだろうなと思っています。十分理解しておりますので、でも私としてもこういう発言をせざるを得ないということも、是非、理解していただければありがたいと思います。

下城委員

他にいかがでしょうか。

私からも。前回の8月臨時会、8月24日の段階ではまだ分散登校とは言っていなかったのですが、8月26日の県の対策本部会議で、いち早く分散登校に進めたということですが、先ほどご報告の中で、直接説明はなかったのですが、19ページの月別の表です。8月を見ると、高等学校・中等教育学校、特別支援学校は907人となっている。9月1日以前から分散登校が始まっているというのは「参考3」で報告がありました。この907人というのはそれ以前、つまり家庭内感染あるいは夏休み期間中の子ども同士の交遊により増えた数字。学校が明けてからの感染ではなくて、それ以前にここまで増えていたという理解でよろしいでしょうか。

保健体育課長

そのとおりと考えています。実際に7月と比べると、ほぼ3倍強の数値で人数が増えています。20ページに記載のとおり、県立高等学校・中等教育学校のうち学校内感染については6%という数字が出ていて、家庭内感染で連絡を受けるときもご兄弟やご両親とか、そういった方が陽性になって、そこからの濃厚接触者という形、そこから発症ということを多く聞いています。

下城委員

さしあたりという理解で、今度は夏休み明けから分散登校に入っているわけですから、これが増えないようにということを祈るばかりです。しっかり対策をして進めていっていただきたいと思います。

他によろしいでしょうか。それでは、ご質問がなければ報告を終わりにして、次に、日程第1の臨教第23号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、行政部長、インクルーシブ教育推進担当部長、指導部長、支援部長、生涯学習

部長、企画調整担当課長、管理担当課長を指定します。

(11時18分非公開の会議に入り、11時41分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて閉会といたします。

令和3年9月3日

会議録作成者 書記 中村 怜

<非公開会議審議等結果>

日程第1

臨教第23号議案

- ・ 継続審議の案件について、変更案の提案があり、企画調整担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、変更案のとおり決定された。

定教第29号議案

- ・ 教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。